

会 議 録

会議の名称		平成23年度 第1回石狩市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		平成23年6月10日（金） 開会：14時00分 閉会：16時00分		
開催場所		石狩市役所 402会議室		
事務局（担当課）		保健福祉部参事（福祉統計担当）		
出席者	委 員	7名：鎌田 英暢、田岡 伸義、安保 隆之、藤田 修作、 新保 信一、林 輝、柏野 俊子		
	事務局	5名：藤田福祉統計担当参事 木澤福祉総務課企画総務担当主査 中川障がい支援課長 田森高齢者支援課長 森本企画経済部企画課企画調整担当主査		
	申請者	3名：特定非営利活動法人 はぐくみ会 法人代表代理兼担当者：足立 耕栄 社会福祉法人 はるにれの里 法人代表代理：金子 浩治 担当者：遠藤 智宏		
公開・非公開 の状況		☒ 公開 ☐ 非公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 更新登録申請について 3 その他 4 閉会		
審議経過		別紙のとおり		

確定年月日	会議録署名
平成24年7月2日	会長 鎌田英暢 印

1. 開 会

【事務局】

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻でございますので、只今から「平成23年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

本日は、2名の委員が欠席となりましたが、委員の過半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、お手元に配布しております資料の確認でございますが、こちらの提出資料一覧を見ていただきますと、事前配布資料といたしまして、

① 資料1 申請団体の概要

当日配布資料といたしまして、

① 資料2-1 更新登録申請書案・NPO法人はぐくみ会

② 資料2-2 更新登録申請書案・社会福祉法人はるにれの里

の2点、以上の3点の資料をお配りしておりますので、ご確認願います。

もし、お手元に不足資料がございましたら、お知らせ願います。

なお、資料2-1と2-2の申請書案につきましては、審議対象団体の事業活動及び個人情報等が掲載されていますので、審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いします。

議題に入ります前に、先ずは皆様へのご案内が協議会開催直前となってしまったことをお詫び申し上げます。前回の運営協議会において皆様にご説明いたしましたが、本年6月30日を持って登録有効期限が到来する事業所が本来、4事業者ございます。本日は本協議会に載せることができました2事業者につきまして、ご審議いただきたいと思います。残りの事業者につきましては、本日の議題に載せることが適わなかった経緯経過及びそれに伴う皆様への開催案内の遅れなど、詳細につきましては議題の審議を終えた後に、この場で改めて事務局よりご説明し、皆様のご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます会議次第に従いまして、進めて参りたいと存じます。

これより議事進行を、鎌田会長にお願いいたします。

2. 議 題

【会 長】

皆様、本日はお疲れ様です。

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日は、既登録の2事業者の更新登録申請について、ご審議いただきたいと思います。

ここで、委員の皆様一言お願い申し上げます。本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に審議対象団体の事業活動及び個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましてはくれぐれも秘密厳守の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「特定非営利活動法人はぐくみ会」の更新登録申請について、事業者より、申請内容のご説明を願います。

【法 人】

皆様、はじめまして。

「特定非営利活動法人はぐくみ会」で、統括所長をしております足立と申します。本来であれば法人代表である理事長の齋藤がこの場でご挨拶させていただくところでございますが、業務対応で都合が付かず、法人理事も兼ねてございます私の方から一括してご説明さしあげたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

申請内容の説明の前に、当法人の概要を説明させていただきます。

私どもの団体は、重度心身障がい者の地域共同作業所ということで、札幌市からの補助金を受け、平成8年より事業を行っております。もともと重度心身障がいをお持ちの親御さん達が、自らのお子さん達の移動手段を確保することを目的に立ち上がった団体です。設立以来、15年程経過しております。札幌市内の利用者も含め、現在、42名の方々にご利用いただいております。

皆様ご存知かと思いますが、重度心身障がいのをお持ちの方々には、ご本人自らが移動を安全に行う事ができないといった事情もある中で、社会参加という観点から移動手段の確保というのは欠かせません。移動中のご本人の体調悪化や病気、或いは発作への対応について、一般の公共交通機関ではケアすることができないきめ細やかな対応が必要だということや、当法人が提供する普段のサービス利用により、利用者との信頼関係を築けている職員が運転手として同行することで安心感を持って移動していただけるといったところから、福祉有償運送の登録を受け、現在まで事業を行っております。本事業は今後につきましても、当法人の事業活動の中で重要な位置を占めていると思っておりますので、本日、更新登録申請に係る本運営協議会への審議依頼に至っております。よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、資料1「申請団体の概要」に基づき、申請内容をご説明いたします。

まず「運送の主体」ですが、私ども特定非営利活動法人のうち、1事業所が有償運送を実施しております。事業所は札幌市北区新琴似6条14丁目に所在しており、石狩市に近く、現在、石狩市内の利用者は2名いらっしゃいます。

次に「運送の区域」についてですが、石狩市と札幌市としております。運送区域内での利用対象者は札幌市北区にある養護学校に在籍している方が主な対象であります。

次に「使用車両」についてですが、リースの車を含めて5台の車両を使用しております。

次に「旅客の範囲」についてですが、資料1とともに申請書類の9番の見出しがついた資料をご覧ください。そこに旅客の名簿と身体状況等対応ごとの会員数を示してございますので、こちらの方も併せてご確認いただければと思います。先ほども申し上げましたが、石狩市内では現在2名の方が利用されています。

次に「運転者要件」についてですが、こちらも資料1とともに申請書類の4番の見出しがついた資料をご覧ください。普通2種免許保持者1名、普通1種免許保持者8名を運転者とし、1種免許保持者8名については全員、S Tネット北海道が実施する移送サービス運転協力者講習を受講済みです。

次に「運行管理等」及び「整備管理」についてですが、同じく申請書類の5番の見出しがついた資料も併せて御覧願います。運行管理責任者については、私が担当しております。それから整備管理の責任者については、私と同じく法人理事の神田という者が担当しております。それから事故対応の責任については、私が職員と連携をとりながら行っております。事業開始から現在に至るまで、事故は発生しておりません。運行管理及び整備管理の体制につきましては、運送に係る責任者を理事長である齋藤としながら、日々の業務に当たる、私、神田、そしてその補佐として、常勤職員の安田のメンバーにて一体的に行うようにしております。私の運行管理責任者としての資格について付け加えてご説明申し上げますが、資格を得るための講習について、本申請までの受講にタイミングが合わず、未受講であります。申請書類の見出しの5番の次のページに、講習実施機関に受理されている「基礎講習受講予約申込書」を添付しております。本年6月15日から17日の3日間、この講習を受ける予定としておりまして、受講後にこの講習修了証を添付した上で、登録の申請を行う事を考えております。このことにつきましては、本運営協議会に先立ち開催されました札幌市の運営協議会でも同様のご説明をさせていただき、ご理解をいただいたところです。

次に「事故の対応等」についてですが、事故対応の責任者を私としております。使用車両にかけている保険につきましては、併せて申請書類の6番の見出しがついた資料に使用車両5台の全ての保険証券等の写しを添付してございますのでご覧ください。5台とも対人無制限、対物無制限としております。

次に「苦情処理体制」についてですが、苦情処理責任者及び苦情処理体制は整備済みであり、申請書類の5番の見出しがついた資料に示しておりますが、責任者は私、担当者を神田としております。

最後に「収受する対価」については距離制運賃を用いております。実は今般の更新登録に併せ、改定することを考えております。申請書類の10番の見出しがついた資料をご覧くださいなのですが、今現在、6月30日までは1キロ当たり30

円の対価で登録を受けておりますが、更新登録後は20円値上げし、1キロ当たり50円に設定しようと考えております。この理由につきましては、実際に運送に係る費用として車両維持費や保険料等、種々の費用が生じますが、燃料に係る費用につきまして、現在の30円の対価ですと、実際に要する費用の5分の3程度しか収入として得ることができず、今までは法人がその分を負担して実施しておりました。先日開催した法人総会においてもこのことについて会員の皆様に説明し、受益者負担という考え方においてこの燃料にかかる費用をご負担いただくということをご理解いただきまして、この50円という対価も併せてご理解をいただきましたことも含めまして、今般、改定を行いたいと考えています。

以上で、ご説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

【会 長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、本日お配りしている資料もございますので、内容の確認のためしばらくの間、時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思います。

再開につきましては、私の方から皆様にお伝えしますので資料精査の程、よろしくお願いします。

(資料精査)

【会 長】

それでは、審議を再開します。

ただ今の事業者からの説明及び提出資料の内容も含めまして、各委員からのご質問やご意見を承りたいと思います。

【田岡委員】

よろしいでしょうか。

【会 長】

どうぞ。

【田岡委員】

運行管理体制について、資料に示されているんですけども、日々の運行管理をどのように行っているのか、具体的に教えてください。

【法 人】

はい。

運行管理については、先ずは普段のミーティングの時に車両の配置等をきちんと決めた中で、一日の流れを職員全体で確認します。その上で実際の運行状況にしたがって日報を記録し、その中で管理をしております。

【田岡委員】

始業前に各運転手のアルコールの検査を行っていますか。

【法 人】

アルコール検査についてはチェッカー等を用いてまでは行っていませんが、毎日の始業前に各運転手の体調について確認しています。

【田岡委員】

なぜ私がこのような質問をしたか、資料中の運転記録証明書を見ますとこの事業の登録用件にまではいたりませんが、ほとんどの方に違反履歴がありますよね。そういったことも含めてなんです、それと、足立さんが運行管理責任者となっていますが、先ほどの説明で申し上げられていましたが、現在は基礎講習受講を予約しているという状況ですよね。実際に受講するのは6月15日からとの事でしたが、4月中に受講できなかったのでしょうか。

【法 人】

基礎講習につきましては、今回の更新手続きに合わせての一番早い講習会開催がこの6月開催の講習しかありませんでした。この度の私の運行管理責任者就任にあたり、私どもの認識不足もあり、法人の中での運行管理者としての位置付けだけで問題がないとの判断で動いておりましたが、過日の札幌市の運営協議会からのアドバイスもいただきまして、この6月の講習会を受講する運びとなりました。

【田岡委員】

本来であれば、既に受講していることが原則であると思います。

運転記録証明書を見ますと、運転手の違反が多々見られますよね。基本的には我々のような交通事業者には運転手に対し、2種免許保有が義務付けられているのですけれども、この制度には求められていません。しかしながら、同じ様にお客様から対価をいただいて運営している以上、我々一般交通事業者と同等の意識が必要であると考えているのですが、そのあたりについてはいかがお考えでしょうか。

【法 人】

運転手に対しては法人として十分に教育してはいるのですが、このような違反を起こした時には1週間から2週間、運転業務から外し、その間、安全運転への意識付けを行っているところです。

【田岡委員】

重い軽いの違反の内容に応じてということではありませんが、25キロ超過のスピード違反もありますよね。我々のような交通事業者では同様の違反にはかなり厳しい処分がなされます。そういったことも意識していただき、先ずは利用者の安全ということを最重要に考えていただきたいと思います。

それとですね、収受する対価についてなんですが、「地図上の直線距離による計算」となっていますよね。これは道路の形状や山、川などの地理的条件は関係なく、あくまでも直線距離ということで認識してよろしいのでしょうか。

【法 人】

はい。よろしいです。

【田岡委員】

普通、自動車の運行距離は当然、実際の運行経路に基づき計算すべきと考えます。なぜ、直線距離での運賃計算としているのでしょうか。

【法 人】

私どもの方では、マンツーマンで送り迎えしているというのではなく、途中で、廻りながら乗り合い運行しているという場合もございます。その乗合わせということも含めて考えた場合に、どこからどなたが乗車するという管理まではなかなか難しいものですから、基本的には事務所から行き先までという、共通の地図を用いての運賃計算によらざるを得ない状況となっております。

【田岡委員】

直線距離での手法だと、実際の運転手の従事時間と対比できませんよね。運行管理の面からするとこれはどうなのかなと思います。単なる直線距離での管理ですと運行に要した時間がわかりませんので、運行時の速度がどうなのかなとか、実際の運転状況が判断できないですよね。利用者にとってはわかりやすく、しかも料金的に安価な方法となるのでよいのだろうなとは思いますが、反対するわけではありませんが、一般論としておかしい方法だと思います。この件については会長、ここにおられる委員の皆様のご意見も伺った方がよいかなと思います。

【会 長】

はい。

今、田岡委員より提案がございました、運送の対価にかかる意見につきまして、委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【藤田委員】

はい。

【会 長】

どうぞ。

【藤田委員】

輸送の対価に対する考え方について、田岡委員がおっしゃられたように運行速度という面で見ますと、確かに充実しているとは言いがたい状況であると思います。だからといって必要以上に低速度での運行もどうかと思いますし、判断がなかなか難しいことであるなと思います。我々利用者側からの立場といたしましては、料金的には安価となる計算方法なので、そういった面ではありがたいことではありますが、安全面から考えると、芳しいことではありません。事業者からも運行管理について説明がありましたが、我々がこの場で事業者に対し意見を伝え、それに従って行うのではなく、事業者の実際に運行に携わる方々が日々日常の運行の中で気付いたことや失敗したことなどの事例を共用し、ヒヤリハットの活動なども含め、自主的な安全運転意識の向上に向けた取り組みが行われていくのが、私は一番よいのではないかと考えています。

輸送の対価につきましては、燃料にかかる費用等も含め、それぞれの事業所がおかれた状況も種々あるでしょうから、なかなか計算等も大変なんでしょうけれども、やはり我々利用者側としましては第一義的にはやはり、安全な運行を一番に考えていた中での料金体系にしていただけたらなと思います。

意見や感想などが入り混じり、雑駁な発言となってしまいましたが、利用者側といたしましてはこのような意見を申し述べさせていただきます。

以上です。

【田岡委員】

今、藤田委員が申されていたとおりですね。

確かに直線距離だと利用者にとっては安価な料金となるわけですよ。しかし、事業者からは乗り合い運行についても申されていましてね。例えば運行経路がA地点、B地点、C地点の三箇所だったとしましょう。本来の計算であればAからB、そして

Cといった経路での距離計算となりますが、Bは途中経路なので単純にAからCへの距離として計算する可能性もありますよね。そのあたりが不透明になり、そうなったときに運行経路にない地点で事故が発生した場合など、やはり運行管理に不安要素があるのですよね。

すいません。意見を挟ませてしまいました。

【会 長】

はい。他の委員の方、意見はございませんか。

【柏野委員】

いいですか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【柏野委員】

安全運転に対する軽視、と言ったら皆さんいろいろと意見がありまして、事業者もそれぞれ、輸送サービスに必要な講習も受けてきているのですけれども、それだけではなくて定期的に意識の向上に向けた取り組みをしているとか、私も資料を見ていまして運転手の違反が多々あるなどは感じましたが、そういった事に対する対策はどう講じているのかなと思いました。

【法 人】

はい。ほとんどがプライベート時での違反ではあるのですが、どのような状況であっても違反時には必ず報告書を提出させ、運行管理責任者と運転手間において考える時間を持つようにしています。

【柏野委員】

それだけでは、十分だとは思えないのですけれども。

それと、最初の説明の中で、違反した運転手を運行業務から一定期間外すと申されていましたが、外したときに他の運転手への負担といった事も生じますよね。やはりこのようなことは教育といった視点から、きちんと行うべきだと思います。

【法 人】

はい。わかりました。

【会 長】

他に意見等、ございませんか。

【安保委員】

よろしいでしょうか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【安保委員】

皆さんと同じように、運転記録証明を見ての意見です。ほとんどがプライベート時の違反だと説明を受けたのですが、実際に違反を起こした時間帯等、違反時の状況について、運行管理責任者が十分に把握しているのでしょうか。本当に全てプライベートでの違反なのかなと。例えば5月5日と30日、1ヶ月間に2回違反が続いている運転手がありますよね。要するに、本当に業務中の違反ではなかったのかということがきちんと把握できているのか、このような運転手が従事していることもあり、本当は従事中だったのにも関わらず、プライベートでの違反だと報告され、はたしてそれを鵜呑みにしてしまっているのではないか、それともきちんと確認しているのか、そこをお聞かせ願います。

【法 人】

違反時の状況についてはきちんと確認をしております。実際についてですが、実は運行中に1件、違反がございました。その時は利用者乗車時ではなく、利用者を自宅までお送りし、事業所に戻る際に違反してしまったという事例がございました。

【安保委員】

命を乗せて運んでいるという以上、やはり何かあってからでは遅いのですよね。先ほどの田岡委員からもお話があったように、25キロ超過というのは相当な内容の違反だと思いますので、現に厳しくやっていただいた方がというよりやっていただかなければいけないのかなと思います。

【法 人】

はい。当事業所では日中の作業所、それからホームヘルプという中での活動もありますので、時間帯としては少し夕方にずれる様な部分もあったりします。そういった中で私、常に事業所の携帯電話を持っていまして、何かあったときには必ず連絡するよう指示しており、万が一に備えるようにしております。

【安保委員】

従事中なのかプライベートなのかという判別が非常に難しいところもございますよね。ただ、そういったこともきちんと把握して行っていないと、やはり命を運んでいる事業ですので、しっかりと把握していただきたいと思います。

【法 人】

はい。わかりました。

【田岡委員】

本来、従事中であってもプライベートであっても関係ありませんからね。そのくらい厳しくしないと結局、何かあったときに利用者に迷惑をかけることになりますから。

ひとつ例を挙げますが、40キロで走行時に、危ないなと感じてから11メートル走行するのですよ。それから制動距離で止まるまで更に11メートル、合わせて22メートル走行することになります。こういったことから、速度超過が30キロだったら事故時にどういうことになりますか、ということですよ。建物の7階8階から落下したときの衝撃と同じですよ。私は事業者の考えは少し甘いなと感じています。プライベート時だからといった考えがあるのでは、運行管理者として適任ではないなと感じます。

その他、先ほどの説明で対価の面で燃料費等々、おっしゃられていましたが、この資料を見る限り、直線距離での運賃計算なのでという、利用者にとって聞こえがよいような表現となっていますね。私が感じる限りでは運賃を上げる必要はないと思いますが、いかがでしょうか。確かに燃料の値段が上がっていますから、そういった面では理解できますが、仮に直線距離での運賃計算なのでといった理由は成り立たないと思います。

それと運行管理の面ですね。明らかに管理体制が甘いと思います。

以上です。

【会 長】

今まで委員の皆さんから2点、意見等がございました。ひとつは運賃に対する考え方、もうひとつは運行管理面での意見でございました。今回の案件だけではなくて今までこの協議会で審議しました他の事業者にも言えることなのですが、この違反という事例は必ずといっていいほど協議会でも話題となります。対価を収受して人の命を運ぶ以上、従事中は無論、プライベート上のことであっても無くて当たり前のことです。この制度の要件として問われることにはなりません、やはり先ほどより各委員からも申されましたようにやはり、利用者への安全対策がきちんとなされていることが最重要ですから、当然、違反したその後の運転手に対する事業者としての十分な対策に

取り組んでいただきたいと思います。

それともうひとつの対価についてですが、これについては委員の皆さんどうでしょうか。種々意見がございましたけれども。

【柏野委員】

そもそもこの福祉有償運送事業というのは利用者にとって必要とされる質の良いサービスを提供するということを重視した事業だと思うのですよね。直線距離での計算ということで確かに料金の計算方法が安価な方に働き、利用者の負担が少ないということはそれはそれで良いとは思いますが、ひとつにはやはり、そこには利用者が安全に利用できるという面は欠かせない物であって、私も事業者の立場として、必要な物は必要であり、一体何に対して費用がかかるから必要な値上げとなるのか、そしてそこに生じる負担というのはきちんといただくことが事業者として必要な事であると日々、感じているところです。30円を50円にするということですが、私も同じ事業者として、はたしてこれで事業が成り立つのか疑問に感じる部分もございます。一体、どのような営業努力をされ、このような安価な料金でサービスが提供できるのかといった興味も含め、確認させていただきたいなと思いました。

【会 長】

この料金の値上げについては、既に利用者にも説明されているのですよね。

【法 人】

はい。過日開催の総会に案を提示しまして、会員の皆様から承認いただき、本協議会で確認を取るといった形としております。

それで、事業開始から今まで継続して30円で運営してきていまして、実は私がこの法人に籍を置いたのが1年前で、そのときにどうやってこの料金で運営できたのかを検証しましたところ、やはりこの料金では燃料費の捻出等、運営できないことがわかりまして、しっかりとした運営を行うにはやはり、適正な料金を負担していただくといった中で、コストの見直しも含めましての額ということで、いろいろな考え方もあるとは思いますが、事業所といたしましては、札幌市の地域共同作業所での車両費という扱いもありますことから、そのような公的な制度支援も含めて、このような料金体系で運営しているといった面もございます。

【田岡委員】

単純に計算すると、今、1リットル150円のガソリン料金だとして、1リットル7キロ走行で換算すると30円で問題ないと思います。先ほど柏野委員が申し上げたとおり、燃料代だけではなく運営の中でこういった面に負担が大きくなっているから

料金改定が必要なのだというお示しがあれば理解できるのですが、燃料代のみの説明であるならば、30円で十分に運営できると思うのですが、いかがでしょうか。

【会 長】

この度の料金改定は、燃料の高騰によるものだけではないのですよね。その他に維持管理費等、運営にかかる負担増も含めての改定でご提案いただいているのですよね。

【法 人】

はい。今までの説明が不足してしまして申し訳ございませんが、車両の維持管理費や人件費でも事業所の負担が増加していることも今回の値上げの要因となっております。

【会 長】

そういった要素もあることもきちんとここでお示してください。
その他、意見等ございますか。

【田岡委員】

会員の皆様には総会で承認いただいたということですから。ただ、我々には総会の内容はわかりませんので、そういった面での判断は難しいですよね。
林委員からも何かございませんか。

【林委員】

皆様と同じ意見とはなりますが、やはり料金改定の根拠が薄いと感じます。直線距離での運賃計算や、30円から50円への値上げの根拠がこれまでの説明だけでは理解できないですね。

【田岡委員】

先ほどの運転記録証明での件もご意見申し上げましたが、運行管理の面でも十分ではないのかなと思います。

ここで私からの意見として、会長に申し上げたいと思います。今後、事業者の輸送実績の提出が可能であれば協議会事務局に提出いただき、次の協議会の機会にでも我々に示していただけるようお願いしたいと思います。基本的に登録事業者から運輸局への届出事項になっておりますので、可能であればということになりますが。

今後1年間、どのような運営となっているのか、判断材料にしたいと思います。

【事務局】

事務局から一言、よろしいでしょうか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【事務局】

ただ今、田岡委員よりいろいろな面での検証材料として、輸送実績の提出及びその解析が必要ではないかとの意見がございました。実はこの輸送実績につきましては、事業者はご理解していると思いますが、本制度上、昨年1年間の実績につきまして、地方運輸支局に提出することとなってございます。この実績については私どもに提出する義務はないのですが、もし、任意で我々に提出いただけるのであれば、ぜひとも提出いただきたいという、お願いをさせていただきたいなと思います。

【田岡委員】

確かに運輸支局に提出している筈なので、閲覧ということも考えられると思うのですが。

【新保委員】

閲覧という方法はできません。事業者では当然、我々運輸局に提出する書類の控えがあるかと思いますので、それについて提供いただくという方法が良いと思います。事務局の方では控えという物は無いのですか。

【事務局】

これまでは運輸実績の提出はありません。そもそも事業者が我々に提出する義務が制度上、ありませんので。

【会 長】

そのようなことから、今後、事業者より任意で提出をお願いしたいということなのです。

【事務局】

はい。そう願います。

【会 長】

これからは任意で、事業者から提出いただければいいということですね。そうすれ

ば委員の皆さんにお示しできるということですね。

【新保委員】

事業者より私どもに提出後、控えをお返ししていますので、その写しを事務局に提出していただければよいのかなと思います。

【会 長】

事務局には事業所より任意で、提出いただくことをお願いするということでよろしいですね。

それでは今回の登録更新について認めるか否かの採決を行いたいと思いますが、先ほどより各委員の皆様より意見のありました安全対策について、事業所の責任のもとに十分に行っていただくということについて、要望しておきたいと思います。

【田岡委員】

ひとつ、よろしいでしょうか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【田岡委員】

認めるか否かの前に、運行管理に関する書類的なものについても事務局にお示しいただくということも意見として申し述べておきます。短期間での違反がある等、違反した運転手に対する事業者としての対応等も不十分だと思います。あまりにも違反が多すぎますので、それについてもお願いしておきたいと思います。

【会 長】

6月に運行管理責任者の講習も受け、その終了証の提出についても事後ではありますが、なされると思いますので、そのときに合わせてお示しいただければと思います。

【事務局】

事務局からも一点、よろしいでしょうか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【事務局】

今、委員の皆様より、今回の更新登録に合意するという前段として、様々な条件をクリアしていただきたいという要望がなされた状況ですので、事業所よりそれに対する文書での回答を任意でいただけましたら、それを事務局経由で委員の皆さんに送付する等により、ご報告させていただきたいと考えております。

【会 長】

ただ今の事務局からの提案について、いかがでしょうか。

【各委員】

はい。

【会 長】

それでは、そのようにとり進めるということを前提に、この申請への合意について伺います。委員の皆様、いかがでしょうか。

【各委員】

はい。

【会 長】

了解しました。それでは合意するということで事務局での対応等、お願いしたいと思います。

担当者の方につきましてはお疲れ様でした。

【法 人】

ありがとうございました。

(事業者退席)

【会 長】

それでは引き続きまして、「社会福祉法人はるにれの里」の更新登録申請について、事業者より説明を受けたいと思います。

【法 人】

お疲れ様です。

私、「社会福祉法人はるにれの里」の金子と申します。

本日、理事長が所用で出席できませんので、私、理事が法人代表として出席させていただきます。なお、この事業所の管理者でもあります。それではよろしくお願いいたします。具体的な説明については担当の遠藤からご説明申し上げます。

【法 人】

運行管理責任者の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

事業概要の説明の前に、当法人の概要についてご説明申し上げます。

当法人は自閉症の方を中心にした、知的障がいの方々に対する全般的な支援を行っております。当事業所は「パーソナルサポートセンターぽけっと」という名称で、こちらはその中において、地域のご自宅で生活されている知的障がいの方々に居宅介護事業、移動支援事業を中心にサービスを提供させていただいております。その居宅介護において通院介助、通院時の付き添いのサービスですとか、移動援護、移動支援の中で、余暇の外出等における車両による移送を行っております。当法人の利用者さんは重度の自閉症の方が多数であり、人から受ける刺激や音等の刺激に弱い利用者さんが多く、公共の交通機関を利用することが困難な方が大半を占めています。そういった方でも障がいの特性に合わせてスケジュールの提示ですとか、適切な支援を行うことによって、今まで多くの重度の自閉症をお持ちの方が落ち着いて外出を行うことができるようになってきています。そこで、重度の自閉症の方が地域での余暇活動の枠を広げて、充実した生活を送れるように、専門の知識を持った当法人の職員が、運転者として登録し、福祉有償運送を行うことが必要と考え、申請させていただきます。今回、登録更新申請ということで、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

では、今回の申請内容の説明に移らせていただきます。

それでは、資料1「申請団体の概要」に基づき、申請内容をご説明いたします。

まず「運送の主体」ですが、私ども社会福祉法人のうち、1事業所、「パーソナルサポートセンターぽけっと」という事業所で行っております。場所は石狩市花川南8条3丁目の、ここに当法人の「地域活動支援センターえみな」という施設がございまして、そちらの2階に事務所を構えて活動しております。

次に「運送の区域」についてですが、石狩市と札幌市としております。

次に「使用車両」についてですが、法人所有車両が13台、持ち込み車両が5台の計18台となっております。申請資料のインデックスの1番に申請車両の車検証と、インデックスの2番に持ち込み車両の職員との契約書を添付しております。

次に「旅客の範囲」についてですが、石狩市内の利用者さんが65名おり、インデックスの3番に利用者さんの名簿を添付しておりますが、身体障がいの方が1名、知的障がいの方が67名、計68名が登録しております。その他札幌市の方で、知的障がいの方、65名の方々に登録いただいております。

次に「運転者要件」についてですが、運転者数が13名となっております。4番の

インデックスのところに運転者名簿兼運転者就任承諾書ということで添付しておりますが、普通２種免許を持つ者が１名、普通１種の運転者が１２名、計１３名で全員、過去３年間に免許停止処分を受けた者はいません。５番のインデックスのところに移送サービス運転協力者講習会で行われている終了証を添付しております。移送サービス運転協力者講習１１名で、代替講習、こちらＳＴネットで行われているものですが、それでも１名、受けておりまして、セダン等車両運転資格につきましては、１１名がセダン等運転者講習を修了していきまして、２名はヘルパー資格を有し、その資格証も添付しております。

次に「運行管理等」についてですが、６番のインデックスのところに運行管理体制の資料を添付しております。運行管理責任者は私、遠藤ということで、後ろに安全運転管理者講習の終了証を添付しております。

次に「整備管理」についてですが、７番のインデックスのところに資料を添付しておりまして、澤田という職員を整備管理責任者として選任しております。

次に「事故の対応等」についてですが、事故対応責任者も６番のインデックスの運行管理体制のところでお示ししておりまして、センター長の金子を事故対応責任者として選任しております。それから８番のインデックスのところで自動車保険の保険証を添付しております。対人無制限の車両が１３台中１３台、対物無制限の車両が１３台中１２台、１台が１，０００万円で加入しております。

次に「苦情処理体制」について、こちら６番のインデックスのところを見ていただきたいのですが、こちら資料のとおり体制を整備しております。

最後に「収受する対価」ですが、こちら９番のインデックスのところに「利用料金一覧」という形で資料を添付しているのですが、距離制運賃という形で行っており、運賃は１キロ当たり６０円ということで設定させていただいています。それと割引料金を設定しておりまして、遠距離での利用に対し割引を行っており、親船町以北、厚田区、浜益区居住の利用者に限り、１５キロ以上利用の場合は超えた運賃対価の５割を割り引くということで、１５キロ以上からの運賃を半額という形で行っております。親船町以北というエリアについては、後ろに地図を添付しており、そちらをご覧くださいいただきたいのですが、国道２３１号線を行きまして国道と道道の分岐点、番屋の湯方面へ向かう交差点を境としまして、この交差点から北のエリアの居住の利用者に対し割引運賃を適用させていただいております。

以上で、ご説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

【会 長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、本日お配りしている資料も

ございますので、先ほどと同じく、内容の確認のためしばらくの間、時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思います。

再開につきましては、私の方から皆様にお伝えしますので資料精査の程、よろしくお願いします。

(資料精査)

【会 長】

それでは、審議を再開します。

ただ今の事業者からの説明及び提出資料の内容も含めまして、各委員からのご質問やご意見を承りたいと思います。

【安保委員】

よろしいですか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【安保委員】

申請団体の概要の事故の対応等で、車両保険が対人無制限13台となっていますよね。そして使用車両を見ると、法人所有車両が13台、持ち込み車両が5台となっていますよね。そして持ち込み車両の職員との契約書内容を見ると、対人は8,000万円以上、対物は200万円以上の保険加入が条件での契約となっていますよね。これは法人所有の車両は無制限で、持ち込み車両の場合は8,000万円の保険契約になっているということでしょうか。そうであれば、もし、持ち込み車両で事故等があり、8,000万円で対応しきれない場合について、法人側からのフォロー等があるのでしょうか。

【法 人】

いえ。資料中の保険の加入状況をご確認いただきたいのですが、対人は全て無制限での契約となっています。

【安保委員】

ではこの契約書の8,000万円以上というのは。

【法 人】

これはですね。この有償運送制度での規定により対人8,000万円、対物が200万円以上の保険加入が義務付けられており、その規定に合わせた内容で契約書を作成しているといった状況となっています。使用車両については全て対人が無制限、対物は1台のみ1,000万円で、残りは全て無制限での加入となっています。

【安保委員】

申請団体の概要一覧の事故の対応等欄には持ち込み車両の記載がされていないということですね。

【法 人】

はい。記載が抜けております。大変申し訳ございません。18台の車両全てが対人无制限で、対物については17台が無制限で、5台の持ち込み車両のうち1台が1,000万円で加入している状況となっています。

【会 長】

改めて確認しますが、使用車両は全部で18台あり、法人所有車両が13台、持ち込み車両が5台ということで、保険については対人が18台全て無制限での加入、対物については法人所有車両13台と持ち込み車両4台の計17台が無制限、持ち込み車両の1台が1,000万円で加入ということですね。

【法 人】

はい。そのとおりです。当方の記入ミスにより混乱を招いてしまいました。大変申し訳ございません。

【安保委員】

理解できました。

【会 長】

他にございませんか。

【田岡委員】

先ほどの事業者と同じ件なのですが。

運転記録証明書を見ると違反件数が多々ありますよね。違反者に対する対応はどのようにされていますか。それと、運行管理についても具体的にどのようにされているかお聞かせ下さい。

【会 長】

それでは先ず、違反者に対する対応をご説明下さい。

【法 人】

はい。

先ず違反者への対応についてですが、こちらは報告義務を課しておりまして、違反を起こしたら必ず報告書を提出させています。特にこれ以上の対応はしていないのですが、その他、定期的ではないのですが、半年若しくは1年に1度程度、職員を集めて安全運転講習という形で、安全運転管理者講習を受けた際の資料等を用いまして講習を行うようにしております。

【田岡委員】

行うようにしておりますとは、裏を返せば行っていないということでしょうか。

【法 人】

補足させていただきます。確かにこの福祉有償運送を行うに当たり、やはり命を預かるといった観点から、違反や事故に対しては危機感を持って行わなければならないと日々、痛感しております。昨年の安全運転管理者講習では「見える化」ということをテーマに組んでもらい、受講後に早速、ミーティングを実施し、私から職員に対しその内容を伝えるといった内容の研修を実施しました。そして先般、同じく安全運転管理者講習では特に「引き続き」ということをテーマに、いろいろな死角問題が題材にされていたので、再度、安全運転意識の向上や注意喚起を促すため、今年もミーティングを行い、職員に対し研修を実施したところです。やはり、日常的な注意喚起ということが必要なので、そういった事も含め、都度、職員への啓発に努めているところです。

【田岡委員】

日々、しっかりと行っていたく事が重要ですよ。そういったことも運行管理の面で利用者に負担のかからないよう、やはり安全が第一ですから、今、言われましたようにしっかりと職員への意識付けを行っていたくことと、それと、若干質問を変えますが、遠距離割引について伺いますが、15キロ以上の運行に対し割り引くということですよ。

【法 人】

はい。そうです。

【田岡委員】

これは目的地に向かう部分だけではなく、目的地から自宅に戻るまでについても当てはまるのでしょうか。要するに往復距離に対する割引となるのでしょうか。

【法 人】

はい。往復での適用としています。このサービスは我々スタッフが行き帰り全て付き添いでの対応となりますので、そのような考え方から往復での適用としています。

【田岡委員】

例えば往復で20キロ運行したとすると、単純に5キロ分の運賃を半額にするということですよ。

【法 人】

そうですね。5キロ分について1キロ30円の運賃としております。

【田岡委員】

継続しての運行なので、そのようになるのです。利用者側からの意見として、藤田委員の意見も伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【藤田委員】

そうですね。この場では個別の実態が明らかではないので、どう考えるべきか判断できないですね。やはり先ほどの事業者と同じように運行実績を示していただいた中で、判断していくしかないのかなと思うのですが。

【田岡委員】

理解できない点がひとつあります。この割引は親船町以北、厚田区、浜益区の利用者にしか適用されないのですよね。例えば花川に居住する利用者が15キロ以上利用したとしても割引にはならないのですよね。

【法 人】

はい。そうです。

【田岡委員】

全体的な統一性がないですよ。居住地によって適用するしないとする理由が理解できないのですが。

【法 人】

当法人ではですね、厚田区、浜益区のケアホームを利用されている会員が多数いらっしゃるしまして、これら地区では移動手段が乏しく、日常生活に必要な買い物ですとか、公共施設や病院への通院、余暇活動にしても花川地区や札幌市などへの移動需要が多いことや、バスなどの公共交通機関も1日の本数が限られており、不便をきたしていることから、余暇活動を通じた社会参加を促すといった意味でも、これら地区に限定した適用としているところです。ちなみに、石狩市内の登録者が68名、札幌市が65名と全部で133名の利用者がいまして、そのうち47名の利用者が割引運賃適用となる方々となるのですが、適用となる方々とならない方々の月平均の利用実績が、適用となる方々の平均が4月の時点で63.9キロの利用、適用とならない方々の平均が同じく4月の時点で25キロとなっており、やはり利用距離に相当な差が生じておりまして、どうしても適用となる方々の利用距離が大きくなってしまいう傾向があることから、これら地区にお住まいの方々の利便性を第一に考え、適用地区を設けさせていただいております。前回、平成21年のこの協議会でもご審議いただき、今まで申し述べた理由により、承認いただいた経緯もございます。

【会 長】

利用者間での不公平感といったものは。苦情等、発生しているのでしょうか。

【法 人】

はい。一度もございません。会員登録時の契約にもこのことについて明示させていただいているのですけれども、一度もそのような苦情等は申し付けられておりません。

【柏野委員】

要するに、足として必要不可欠であるということと、利用者の多数が年金生活であるということが前提だから、限られた収入しかなく、利用するにしてもどうしても運行距離が大きくなるといったことから、生活を圧迫してしまうことに繋がりますからね。そういったことから前回の協議会で理解されている経緯があるのですよね。普通の事業所ではありえない設定だと思うのですが、例えば私の事業所でも同じような状況であれば同じ事を考えます。距離にしても時間にしてもどうしても多くかかってしまいますからね。

【田岡委員】

そういう事情は理解しています。ただ、適用とならない地域の方が同じように遠距離利用となった場合と比較してどうなのかなと思ひまして。それだったらわざわざエリアを分ける必要が無いのではないかなと感じました。

【柏野委員】

しかしながら会員の皆さんの了解も得ていますしね。

【藤田委員】

この法人の成り立ちの経緯もあるのですよね。ですからそれはやはり了解を得ているということは、法人設立の流れの中で、利用者の皆さんからは真摯にやっていただいているという評価を得てのことだと思います。

【柏野委員】

この課題は協議会での審議の度に毎回、必ず出てくると思います。田岡委員が感じられているように普通の事業所ではなかなかありえない状況ですので。

【会 長】

この件についても実際の運行実績がないとなかなか判断ができないですよ。これにつきましても先ほどの事業者と同じく、運行実績が示されれば委員の皆さんの理解も深まるのかなと思います。

【田岡委員】

申請に必要な書類は整っていますけど。決して疑うわけではないのですが、やはり我々が見て明らかにわかる形で提示していただくことが必要だと思います。実際今回、言葉で訴えられましても具体的にどうしていますかと質問しましたら、お答えできなかったこともありますし。

【会 長】

そのとおりですね。他に意見等、ございませんか。

【藤田委員】

利用者側の意見も集約して、申請書類に反映してもいいのではないですか。実際の利用者達から必要性を訴えていただくという手もあるかと思います。これはアドバイスとしてお聞き下さい。

【会 長】

先ほどの事業者と同じ条件で、安全対策等を整理していただき、文書での回答をいただきたいと思うのですけれども、そういったことで委員の皆さんのご理解を得たいと思います。特に田岡委員よりご意見がありましたように、運転従事者の違反が非常に目立ちますので、命を運ぶということを十分に意識の上、福祉有償運送事業者とし

ての責任をしっかりと持って、従事者への教育等、実施していただきたいと思います。

それでは、ただ今の案件に付きましてもそのようにとり進めるということを前提に、合意するという事でよろしいですね。

【委員一同】

はい。

【会 長】

了解しました。それでは合意するという事で事務局での対応等、お願いしたいと思います。

担当者の方につきましてはお疲れ様でした。

【法 人】

ありがとうございました。

【会 長】

事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し「合意文書」を交付すると共に、団体におかれましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いいたします。

それでは続きまして、会議次第の「その他」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

3. その他

【事務局】

それでは、私の方から再度、皆様にご説明差し上げたいと思います。

それでは冒頭、若干触れさせていただきました、本運営協議会の開催に至るまでの事務局での対応等につきまして、経緯経過等を皆様にご説明申し上げます。

私ども事務局では、運輸支局での申請受付が登録期限到来の2ヶ月前より行われていることや、前回の協議会開催時にも皆様よりご意見を承ったこともあり、本年3月3日付けにて各々の事業者に対し、更新登録の申請案内を行ったところでございます。その後、本日、同意いただきました2事業者につきましては、札幌市内も輸送区域として登録を受けておりますことから、札幌市の運営協議会事務局からのご案内も別途なされたこともあり、私ども事務局との事前の打合せや、運輸支局との申請書類事前確認等、適時、実施していただいたところでございますが、他の2事業者につきましては、全くリアクションがございませんでした。

その事業者についてですが、まず、「特定非営利活動法人アナック」についての経

緯経過をご説明いたします。この事業者は法人所在地が東京都となっており、事業所自体は「特別養護老人ホーム希久の園」内において「ケアステーションきく」と称しまして、石狩市高岡地区に所在となっており、運送の区域は石狩市のみでございます。文書案内については、「宛てどこに訪ね当たりありません。」とのことで返送され、その後、幾度か電話連絡等を行いました。連絡がつかず、ようやく5月23日に希久の園の従業員とお話をすることができました。内容としては「ケアステーションきく」自体が既に閉鎖しており、事業実態も無い状況であることが判明し、事業所従業員も当該地にはいなく、本来であれば事業継承すべきであろう本体の社会福祉法人では登録に係る手続き等、対応が不可能であるとの回答を得ています。

次に、「特定非営利活動法人北海道外出支援センター」との経緯経過についてご説明いたします。この事業者は札幌市東区に所在となっており、運送の区域は石狩市及び札幌市でございます。文書案内に反応がなかったことから、幾度となく電話連絡等を行いました。先のアナック同様、全く連絡がつかず、ようやく5月24日に担当者と連絡が通じ、お話をすることができました。内容としては運送車両の維持費捻出が困難となっていること、登録しているボランティア運転手の手配がつかないなど、事業を続けたい意思はあるが、継続自体が現実的に困難となっている現状があり、札幌市の運営協議会事務局及び運輸支局に対しても未だ何も行っていない状況であるとの回答を受け、当方からは、申請書類作成や関係機関との打合せに要する日程などを考慮した上、早急に事業継続の意思決定やそれに応じた行動を促し、協議会開催日程を如何にするかも考慮しながら、ぎりぎりのタイミングまで回答を待ちましたが、結局、何も反応がなされていない状況となっており、この件に関しましては当事務局より札幌市事務局とも状況等確認をとり合い、対応して参りました。

委員の皆様に対しましてはそのような事情もあり、今回の協議会開催案内等がほぼ直前で行わせていただくといった状況となってしまうことを重ねてお詫びさせていただきます。

なお、ご説明いたしました経緯経過につきましては、適時、運輸支局に報告を行っていることを申し添えます。

この件に関して質問、意見等、ございましたら、この場で承らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】

ただ今事務局から、本来はあと2事業者についてこの場で審議する予定だったのですけれども、説明にありましたような事態が起こりまして、審議できない状況であるとの説明がなされました。このことについて、確認や質問等ございましたら承ります。

【藤田委員】

よろしいですか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【藤田委員】

会員登録があったでしょうから、その人たちから何かリアクション等はなかったのでしょうか。

【事務局】

事務局の方には会員さんからのお声は直接、届いておりません。今の状況でいきますと、これら事業者については6月30日までが登録期限となっていて、今月いっぱいまで事業者として登録されている状況でございますので、今のところ会員さんたちからの反応が無いと考えられます。事業者から事前に会員さんたちにそのような状況だということをしっかりと説明していれば、反応があるのではないかと思います。特にアナックにつきましては、既に事業実体が無いといった状況になってございますので、会員自体が存在していない状況となっております。それと、外出支援センターにつきましては札幌市内の会員さんが多数いらっしゃるのですが、石狩市内につきましては会員さんが3名で、利用状況については通年ではなく、冬期間のみの利用となっていることを事業所より伺っております。

【田岡委員】

よろしいですか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【田岡委員】

事務局から経緯経過を伺いましたが、事務局が真摯に対応していると感じました。こういった対応によりこの度の問題が浮き彫りとなったのだなと私は理解しております。状況を伺って感じたのは、利用者が蔑ろにされているのではないかという事です。事前に事業者から利用者への説明も無いようですし、少数の利用者しかいないので、そこを切り捨てるという状況にしか感じられません。ただこういった事業者にも我々が同意し、登録にいたっている以上、協議会にも責任がありますので、この問題についてはしっかりと議論しなければならないと感じています。この度の経緯経過

についても、ここに至るまで我々委員が知らなかったという状況もどうなのかなと思います。委員全員を招集してまでは要さないと思いますが、何らかの方法で、我々委員に途中経過を知らせていただき、事務局だけではなく我々協議会として対応するか、そういった事も必要なのではないかと思います。質問ということではなく、意見として申し述べさせていただきます。利用者の立場としてどう感じるのか、藤田委員にも伺っておきたいのですが。

【藤田委員】

この問題は端的に申しますと、利用者にとって事業者の選択というものが重要となり、福祉サービスを利用する上で、契約の相手方をどのように見極めるかということのを改めて考えさせられる事例であると感じました。こういった事業が発展してくるとそこには利用者が不利益を被るようなサービス提供者も横行することもあります。やはり、地域に住んでいるものにとって、地域に根ざした事業者というのが一番必要であり、地域での地道な企業活動によって信頼を獲得していくのが重要なのだと思います。提供者を選択する立場としてはそういった優良な事業者の存在であるとか、あるいは行政や関係機関からの選択に資する情報提供も必要だと考えます。問題が起きてしまってからもう遅いんです。結局、弱者が泣き寝入りしてしまう状況となりますので、我々障がい者団体も含めて多方面から掘り下げていくような場面展開が必要であり、やはり、地域に根ざした事業者を地域ぐるみで育て上げていくという仕組みも必要なのだと感じました。

【田岡委員】

我々が防波堤になるというのも一つの方法だと思いますし、監視体制が必要になるということも考えられます。結果的にこのような状況になれば利用者が不利益を被ることになります。やはり先ほども申しましたように、事務局だけではなく我々協議会としても対応していくのが必要だなと感じました。

【藤田委員】

監視とまでいきますとなかなか難しいと思いますので、やはり事務局より事前に我々に情報提供をいただいたほうが良いのかなと思います。

【会 長】

他にありませんか。

【新保委員】

よろしいですか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【新保委員】

事業所には本体の支援サービスもございますよね。この福祉有償運送だけを行って
いる事業者ではないですよ。各自治体での福祉行政の中でつかんでおくなりといっ
たことができるわけですよ。この福祉有償運送というのは本当にこの事業者の福祉
サービスのごく一部ですよ。やはり同じ福祉部局の中での情報交換なりといったこ
とができるのかなと思うのですけれども。この協議会では福祉有償運送だけの協議に
なりますが、自治体の中でそういった情報をつかんでいただいて対応していただく
というのが一番良いのではないかなと思うのですけれども。まあ今回のこの2事業者につ
いては期限が到来すれば、登録抹消という流れになりますし、今現在、利用者さんが
不利益を被るような状況ではないということです、そのことについては幸いだな
と思っています。アナックについては既に実態が無いということですし、外出支援セ
ンターについても本体の支援サービス自体も今、行っていないという状態ですし。

【事務局】

事務局からよろしいですか。

外出支援センターはですね、本体事業に付帯して移動支援を実施しているのではな
く、専ら移送だけを実施している事業者です。ですから尚の事、問題意識として高ま
っているような状況となっています。

【新保委員】

このまま登録が切れたとしても、また引き続き事業を実施する意向が事業者に
あるのであれば、改めて登録手続きをしていただき、新規登録とはなりますが、また
協議会の同意を得た上で、登録していただくということになりますので。

【柏野委員】

このアナックという事業者については前回の協議会でもいろいろと議論になりま
したが、そのときにも明確な回答が全然ありませんでしたよね。その時点から怪しい
なとは思っていました。

【会 長】

もともと「希久の園」という特別養護老人ホームの入所者を対象に実施するという
ことだったのですけれども、この老人ホームの法人とは全く別に実施したいという形
でした。そういったことから今回、この事業者に連絡が付かなくても老人ホーム側で

はわからないといった結果となったのですよね。

【田岡委員】

今、いろいろと意見がなされましたが、我々には制度上権限があるわけではありま
せんし、運輸支局での対応も必要だと思いますが、ただ単純に利用者の立場に立った
ときにどうなのでしょう。

【会 長】

恐らくですね、今のお話にありましたように、いわゆる本体の事業に付帯する事業
ということで福祉有償運送を実施している事業者が大多数だと思いますが、中には移
送に特化した事業所もあります。こういった事業所はやはりしっかりと監視しないと、
今、田岡委員が申し上げたとおり、利用者が不利益を被るとい事態になる可能性があ
ります。そこをどうして行くべきかということを考えなければいけないと思います。

【田岡委員】

やはり利用者本位で考えないといけないと思います。

【会 長】

そうですね。委員の皆様からの今までに意見を受け、事務局から何かございますか。

【事務局】

今までのお話を伺っておりまして、事務局での考えでもあるのですけれども、まず、
利用者の利便性といった部分を考えますと、先ず一義的には今回のようなケースはで
すね、最終的な手立てまでも含め、ご自身の事業者の方でご利用できなくなる利用
者を例えば別の事業者に委ねるであるとか、最終的な手立てまでもお考えになられて
事業を実施していただくというのが、事業者としての責任を全うしていただくという
基本的な考えだと、私どもは考えております。そういった事からいきますと個々の事
業者だけでは対応が難しいということも感じておりまして、少なくとも福祉有償運送
事業をなされている事業者間での連携を確立しておくというのも一つの方法ではな
いかなと考えております。例えば、先ほどから交通安全の面であるとか、運行管理に
万全を期することとか、そういった意見もございましたが、交通安全意識の向上
といった事につきましては例えば、交通安全講習会を共同で開催するであるとか、
そういう活動をきっかけとして、事業運営に係ることや法手続きなどの情報共有を量
るであるとか、そういった機能も含め、事業者同士でフォローしやすくなるような仕
組みが構築されていくのではないかと考えてございます。最終的には事業者が主体と
なった地域協議会的なネットワークの形成が望ましいと考えてございます。

【新保委員】

よろしいですか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【新保委員】

今の事務局のお話にもありましたように、我々運輸支局としましても、地域での横のつながり、こういったものが形成されていくことが望ましいと考えています。そこには行政が中心となって行っていただく事が必要と考えますし、やはりこの福祉有償運送にかかる手続きの窓口でもありますから、是非、実現していただきたいと考えております。

【事務局】

事務局から、もう一点よろしいでしょうか。

【会 長】

はい。どうぞ。

【事務局】

一般的に情報の非対称性と申しますけれども、利用者の方が持っている情報が少なく事業者の方が多くの情報を持っておられます。事業者より更に多くの情報を持っているのは行政機関であると。それでですね、実はこの福祉有償運送制度自体にも苦情処理の仕組みというのがございまして、第一義的な苦情というのは事業者が受けることとなります。そこで処理ができない場合には所在自治体ということで、我々事務局にということになります。ただ、そういった仕組みがあるということ自体、利用者には浸透していないのではないかという不安がございます。ですからそういったことについては市でもホームページ等で周知していますが、ご覧になられている方が少ないと思います。こういった一面だけではなく制度自体の十分な周知も必要なのではないかと感じております。

その他、調査権限ということも意識しなければいけません。先ほどの運行実績の面にしましても、任意の提出がいただければということで、お互いの同意があるといった形が必要であるとか、お互いの信頼関係を築いていくということも必要ですね。今回の件についてもアクションが遅くなり、結果的に開催が遅れてしまったということで十分反省してございます。先ほど、情報を事前に知らせるなどの情報共有といっ

た意見もございましたけれども、セーフティネットといたしますか、一つの事業者では難しい状況であったら、同じ事業を実施している事業者同士の中で利用者を振り分けたりとか、利用者への説明であるとか、自発的に実施していただければ非常に望ましく、そのような機運があったときには行政ができる限りのお手伝いをさせていただけたらと考えております。これまでの申請の経過を踏まえますと、ややもすると、ご自身で運営している施設に付帯する事業としての運送事業で申請がなされるという、なかなか事業者間でのネットワークというのは形成が難しい状況にありました。石狩市内だけではなくて輸送区域が札幌市にまたがる場合もありますのでね。ですから石狩だけで自己完結的に問題が解決するとは決して思っていないけれども。例えば先ほど事務局担当者から申し上げたとおり、安全運転講習会を共同で開催する等、お互いが繋がりあうきっかけの場を設けるとか、先ずはできるところから着実にやっていただくのが望ましいと考えています。以上です。

【会 長】

はい。この件に関しまして、各委員から様々な意見が申し述べられました。様々なケースとはなりますが、事業所の情報を事務局として速やかに収集し、さらにはこの協議会に出来るだけ早く伝えるかということについて、事務局の中で検討していただきたいと思いますので、よろしく対応の程、お願いしたいと思います。それではこの件についてはよろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

【会 長】

了解しました。

それではその他、事務局より連絡事項がありますので、よろしくお願いします。

【事務局】

はい。それでは事務局より、今後の協議会開催予定についてご説明させていただきます。石狩市、札幌市、当別町を運送区域とする、「社会福祉法人札幌協働福祉会」という事業者がございます。この事業者の登録有効期限が翌年9月30日となっております。更新登録に係る協議会についてはこの事業者の申請に併せて開催することとなりますので、次年度の開催予定となります。また、現状、特に動きはございませんが、新規参入事業者が現れた場合は、適時、委員の皆様には開催案内を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【会 長】

事務局より、次回開催の件について説明がございました。何か確認しておくことはございますか。

【委員一同】

ありません。

【会 長】

それでは、以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。
皆様、ありがとうございました。